社說

フィリッピン嶋の處分

米西戰爭の結果としてフィリッピン嶋の處分に付き我輩の希望は兼て述べたる如く米國をして之を占領せしむるに在り該嶋の治安の爲めにも亦世界の平和の爲めにも敢て望む所なれども聞く所に據れば米國政府は占領の意なきものゝ如しと云ふ果して然らば如何す可きやと云ふに戰爭前の事態に立返りて依然西班牙の主權を認むるは穩當の處置にして何人も異議なき所ならんなれども左なきだに老朽の腐敗國、戰敗の餘弊を蒙りて本國の維持さへも如何ある可きやと氣遣はるゝ彼の政府に果して嶋內の人心を鎭撫して其治安を保つの力ある可きや否や甚だ覺束なし左ればとて今の叛徒即ちアヒナルドー類の希望の如く一個の共和國として獨立を認め之に一任するが如きも實際に甚だ不安心と云はざるを得ず其次第を如何と云ふに歐洲の强國中には年來同嶋に垂涎し此機會に乘じて野心を逞うせんとするものなきに非ず獨逸の如き其擧動の怪しむ可きものあるは申す迄もなく或は米西戰爭の結末に就ては例の三國同盟即ち露獨佛の力を以て云々す可しなどの說さへもある程にして若しも米國に於ていよ〳〵同嶋を占領するの意なく單に嶋中の一小部分を得るのみにして其他を拋棄することもあらんには如何なる成行を見るに至るやも知る可らず吾々日本人は固より他國の土地を占領するの野心なきものなれば其成行は孰れにしても差支なきが如くなれども彼の强國中には專ら軍事上もしくは政治上の目的よりしてフィリッピンに望を屬し之を根據地として大に力を伸ばさんとするものなきに非ず若しも是種の野心國をして望を達せしむるときは是れぞ東洋の平和を破るものにして斷じて許す可らず飽くまでも反對せざるを得ざる所なれば我輩は此際世界の利害を同うする諸國が互に一致してフィリッピンの處分に就て運動を共にし他の野心を防ぐの計畫甚だ必要なる可しと認むるものなり抑も米國は建國當初よりの精神としてワシントン以來歷代の當局者孰れも國內平和の主義を執り殊にモンロー　ドクトリンの發表の如きます〳〵其精神を實にして國外に版圖を拓くの一事は國禁として戒めたる所なれども抑も其平和主義とは國民の繁昌幸福を謀るの目的にして從來の國情に於ては最も適當の處置と認めざるを得ず即ち米國今日の進步は畢竟その主義の賜にして競爭殺伐の世界に於て現世の樂園を見たる所以なり甚だ羨ましき次第なれども凡そ何事にても自から滿足せざるは人情の常にして例へば金滿家が巨萬の富を重ねながらます〳〵身代の增殖を謀り又英雄豪傑が國內を切從へて平天下の目的を達するときは海外の征伐を思ひ立つなど多々ます〳〵底止する所を知る可らず今の米國を見れば國內の繁昌幸福は既に充分にして不平なきが如くなれども更らに眼を轉じて一步の外を眺むれば世界の人類中には虐政に苦めらるゝものあり貧弱に惱むものあり恰も地獄の有樣を目前に見るものにして米人の義俠心に於て自から安んずること能はざる所ならん其平素の主義を擴めて廣く他に及ぼし世界の人類をして平和の恩澤に均霑せしめんとするの一念發起は即ち自然の一轉機にしてキューバ人民の慘狀を見るに堪へずして西班牙に對して釁を開き又今回布哇の合併を決行したるが如き取りも直さず此精神より出でたるものに外ならずフィリッピンの始末に就ても占領は事情の許さゞる所なりとするも事の端を開きたるものは米人にして其責任は自から辭せざることならんなれば其成行が東洋の平和を破るの懸念ありとするときは必ず大に力を致して其危險を防ぐの處分に出でざるを得ず我輩が平素の主義に徵して疑を容れざる所なり又英國の利害を見れば東洋の平和は非常の關係にして之を破るが如き商賣上に政治上に斷じて許さゞる所なればフィリッピンを他の强國の占領に歸せしむるが如き大に反對せざるを得ず事理の最も睹易き所なり而して我國は如何と云ふに前に述べたる如く自から之を占領するの志なしと雖も他の占領に至りては自國の利害上飽くまでも反對して之を防がざる可らず即ち日米英の三國は東洋の平和の爲めには意志利害を同うして他國のフィリッピン占領には斷じて反對するものなり思ふに此三國の外にも自から目的を共にするものもあることならん或は米西戰爭の結末に付き歐洲にては列國會議を開て干涉を試む可しとの說ありと云ふ果して事實なるや否や知る可らずと雖も此三國を外にしてフィリッピンの始末に干涉するが如き何としても許す可らず然らば其處分は如何す可きやと云ふに苟も嶋內の治安を維持し得るの見込あらんには西班牙の主權を認むるも可なり又その獨立を許すも差支なしとして日米英の三國に於て自から之を取らざると共に常に視察を嚴にして他國の輩が苟めにも指を染めんとすることもあらんには忽ち力を用ひて之を排斥するに怠らざるの決心肝要なる可し今や戰爭の結局既に近し我輩は日本政府の外交當局者が此點に就て必ず施す所ある可きを信じて疑はざるものなり

○貴族院議員の任命

昨日左の通り任命ありたり

正四位勳二等　時任爲基

貴族院令第一條第四項に依り貴族院議員に任ず

從四位勳四等　石井忠恭

同

○兒嶋惟謙氏の意見書

司法の前當局者が法官の更迭を行ひたる處置に就て都內に不平ある由は前日の本紙に記載せしが兒嶋惟謙氏の如きも亦之れに反對するの一人にして去月二十七日一篇の意見書を大東新司法大臣に呈し以て其注意を促したりと云ふ意見書は左の如し

（前略）一言以て司法部近日の狀を概括せんか蓋し法官の獨立其根抵を失し憲法の保障は空文に歸し神聖なる法衙は私黨結託の犧牲に供せらると云ふの一句に歸す法治の實何に依りて擧げん公平の裁判誰に依りて行はれん憲政に忠なるもの洵に默然浸過すべきの秋にあらざるなり何を以てか之を云ふ前內閣の末路に於て行はれたる司法官の淘汰に關する經過と結果とは明に大非立憲の處置たるを表すればなり蓋し老朽淘汰の聲言は革新の世望に副ひ法相英斷の稱呼は活斷を貴ぶの民情に合ふ而かも表皮を一剝すれば所謂老朽淘汰の名靠者流の躍進にして革新の革新たるを爲さず所謂法相の活斷は憲法蹂躪の秕擧にして活斷の活斷たるを爲さずと云ふ其虛聲に眩せられずして須らく其實蹟如何と顧みよ惟ふに評さを直となすは古賢の訓誡する所而かも事、法官の獨立に關し憲法の死活に係るもの豈之を言議の外に放擲するを得んや是れ敢て直言して忌まざる所以なり乞ふ進みて其事實を擧げ其秕擧たる所以を闡明せん

第一　淘汰處分の經過

試に今回の淘汰處分に關する經過を觀よ一派の黨人が曾禰前司法大臣を擁して其名利を逞うしたるの跡歷々として掩ふ可からざるものあり明治三十一年六月二十四日突然內閣變動の徵を呈し司法大臣曾禰荒助氏は翌二十五日を以て辭表を提出し大隈板垣の二伯新內閣組織の事に內定して曾禰氏の免職旦夕に迫れり然るに二十七日を以て曾禰氏は匆忙として淘汰處分案の裁可を奏請したり事必ずしも火急を要せず事態亦極めて重大なる本案の如きものは須らく新任大臣に引繼きて其決斷に委すべきは固より論無き所况んや事後の處分は到底一旦夕の能く了すべき所にあらずして新任者の施措に須たざるべからず彼此牽連して較量を要すべきものあるをや然るに曾禰氏の冒瀆彼れが如くなりし所以のもの畢竟新當局者が其案を是認せざるときは一派黨人の苦計密策垂成の前に畫餠に屬するを以ての故に外ならず亦以て其情僞の存する所を見るに餘あり且夫れ檢事の淘汰は之を判事處分の後にするの豫定計畫なりしに拘らず二者を併せて同時に之を擧行し次官横田國臣が先づ檢事總長の位置を取代へ其他秘書參事官等を檢事に轉じたるが如き內閣更迭の際危機一髮の間に其失職の厄を免るゝに出でたる事亦掩ふべからず抑も不能者淘汰は構成法に規定する所之が處分の必要なるは何の時を問はざるは論なしと雖も之を行ふや必ず條章の命ずる所に依りて正々堂々たらざるべからず從た此間に一點の私意を容るゝを許さゞるなり然るに突忽蹂躪高潔の廉士を排して一派の私朋に代ふるに急なるや右の如し天下の具眼者誰か之を信ぜん

第二　處分の結果

既に司法部の廓淸を期す必ず廣く司法部內に求めて有爲の俊傑を拔かざるべからず而かも今回の擧や通同せる黨人の分封を目的とす故に横田先づ檢事總長を占め加太邦憲は地方所長より一躍して大阪控訴院長に進み藤田隆三郎は奏任判事より進みて名古屋控訴院長を占め一ノ瀨勇三郎は大阪地方檢事正より廣嶋控訴院檢事長に移り長森藤吉郎は秘書官より東京地方の檢事正に昇れるが如き皆司法部ありてより未曾有の事に屬せり此他黨人の私朋其利を分つもの枚擧に遑あらずして他の私朋以外に屬するものは一人の進級を受けたるものなし司法部の秩序を紊り私黨の威福を弄する亦甚だしと云ふべし

第三　處分の違法

假令私黨の分封をして其慾に飽かしむるも仍ほ違法の範圍以內に止まらば暫らく忍ぶべしとせんも今回の處分は實に違法の甚だしきものなり抑法官は審理以前に於て案件の豫斷をだに許さゞるは執法の本領たり然るに横田國臣は次官として已に大審院判事を一名毎に官房に招き某々の退職處分を行ふの成行なるを以て同意を求むその事を告げ其他言を嚴禁するの宣誓を徵したりと聞く是れ實に訴訟原告人が起訴の前に當りて當該法官に判決の豫約を求めたるが如し蓋し司法次官は大臣を輔けて裁判官の監督に任ずるもの而して非法斷の如きの事を行ふに至りては將た之を何とか評せん况んや己れ次官の地に立ち密謀以て殺活の柄を執り威以て之を壓し利以て誘ふや蓋し原告人の裁判豫約に於ける尙は判官の自由意志あり横田の大審院判事に於ける既に議論の絶斷を超えて命令の域に入るもの即ち同意と不同意と殆んど之を問ふを須ひざるなり是れ實に始めより判事を無視せるなり不法此に至りて其極に達すと斷ぜざるべからず

第四　憲法蹂躪の糾擧

威情に馳せて法理を紊るは尙は可なり私黨の慾望を遂げんが爲めに裁判所の定員令を改め延て憲法の紛更を試み朋黨比周の惡例を開き法官獨立の實を沒却するに至りては是れ實に帝國臣民たる本分に於て全く宥恕すべき餘地あるを見ず蓋し裁判所の定員は法衙自治法官獨立の因て基く所にして憲法、裁判所構成法と相須つて保障の實を爲すものなり然るに一派の黨人は曾禰前法相をして六月廿日に勅令第百二十二號を發し各裁判所毎に規定せる定員を壓して各裁判所に共通するの定員となしたり即ち司法大臣は事に臨みて隨意に各裁判所の判事を增減するを得るが故に事を大審院に構へて各控訴院長等の退官を處分せんとするに當り大審院判事の多數其案に服せずんば隨意に贊成派の頭數を院內に增加せん爲め他の裁判所より之を塡充するを得るの法と爲せり事此に至る退官處分は司法大臣の欲するが儘にして判官の獨立全く其實を失す現に今回の處分に當り萬一の變に備へんが爲めに某々等三人の判事を窃に京地に召して縣中に伏せ急に應じて院內に突入せしめんと準備したりと其意を用ふるの深くして憲法を蹂躪して顧みざるの放膽亦驚かざる可らず而して本令は儼然として效力を有しつゝあるなり嗚呼誰か我法官の獨立を說くものぞ行政部に屬するを肯ぜざる有骨法官の地位は岌々乎として危殆の地に立てるなり且夫れ法典の實施は新條約の開始を促がし與國の外臣甘んじて帝國法權の下に服せんとするの時に當り憲典を毀壞し法治の實を紊り恬として條約實施に必要の處分なりと僭稱するに至りては冠履轉倒の甚しきもの抑ゝ信を與國に失するを如何せんとする是れ實に帝國の文明を汚辱するの甚しきものなり

（未完）

○現內閣の缺點

（憲政黨員の談話）

現內閣の組織以來日尙は淺く施政上未だ伎倆を試みるに遑あらず內には議會に多數を制するの見込み充分にして外には有力なる反對黨